3　試験研究の実施方法

⑴　委託研究及び共同研究の実施

研究機構は、２の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとし、開始後３年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。

⑵　研究推進体制の整備

研究機構は、研究開発体制を整備するとともに、独立行政法人等の研究機関、当該開発機に係る農畜産物の主産地の都道府県等と連携協力して研究開発を推進するものとする。

第２　高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

１　高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械

研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象となった高性能農業機械のうち、研究機構の理事長から農林水産大臣に対し、試験研究が完了し、高性能農業機械実用化促進事業の対象とすることが適当である旨の報告があったもの。

２　高性能農業機械実用化促進事業の目標

農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減及び農業経営の改善に資する観点から、高性能農業機械実用化促進事業の対象とされた高性能農業機械の実用化の促進及び農業者等への安定的な導入を図る。

３　高性能農業機械実用化促進事業の実施方法

⑴　事業の内容

新たに開発された高性能農業機械の実用化を促進するため、次の事業を行う。

ア　技術確立事業

㋐　機械化栽培様式の標準化に関する調査

㋑　高性能農業機械の普及並びにその部品の共通化及び汎用化に関する調査

イ　設備提供事業

㋐　高性能農業機械及びその製造に用いられる金型等基本的機材の設計

㋑　㋐の基本的機材の農業機械の製造業者に対する提供

ウ　情報提供事業

機械化栽培マニュアルその他ア及びイの事業に係る情報の提供

⑵　事業計画の作成

高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者は、事業の適正かつ効率的な実施のため事業の内容、実施時期及び資金の調達方法等についての計画を作成するものとする。

第３　特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

１　特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じた効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標とする。

２　特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件

特定高性能農業機械の導入は、その種類ごとに⑴及び⑵に掲げる条件を備え、又は備える見込みがあるときに行うものとする。

⑴　特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な共通の条件

ア　購入又はリースにより導入する場合は、別表の特定高性能農業機械の種類ごとに、それぞれの大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること。また、レンタルにより導入する場合は、作業面積等が、特定高性能農業機械の種類ごとの大きさ及び利用規模の下限に応じて別記により算出した１日当たり作業可能面積等以上であること。

イ　特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること。

ウ　主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。

⑵　特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な種類ごとの条件

ア　車輪式の乗用型トラクターであって、その原動機の連続定格出力が25馬力以上のもの（以下「トラクター」という。）

㋐　ほ場条件

トラクターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

㋑　関連機械施設条件

トラクターの大きさに対応して、作物の種類、機械化栽培様式、ほ場条件等に応じた利用効率の高い作業機と組み合わせて使用すること。

イ　乗用型田植機

㋐　ほ場条件

ａ　乗用型田植機の作業が可能な程度の硬度を有する耕盤が形成されていること。

ｂ　乗用型田植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

㋑　関連機械施設条件

苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

ウ　水田用の乗用型多目的作業機

㋐　ほ場条件

水田用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

㋑　栽培管理条件

区画ごとに作物の条間及び生育が斉一であること。

㋒　関連機械施設条件

ａ　苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

ｂ　水田用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

エ　トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分30リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分20リットル以上のスピードスプレヤー（以下「防除用動力散布機」という。）

㋐　ほ場条件

防除用動力散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

㋑　栽培管理条件

区画ごとに作物の種類及び生育が斉一であること。

㋒　関連機械施設条件

ａ　防除用動力散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか又は給水車が準備されていること。

ｂ　動力噴霧機にあっては、これを装着できるトラクターと組合わせて利用できること。

オ　コンバインであって、その刃幅が0.8メートル以上のもの（以下「コンバイン」という。）

㋐　ほ場条件

コンバインの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

㋑　栽培管理条件

作物を倒伏させない栽培管理を行うこと。